

## 匿名データの作成に係る統計委員会の審議手続について

### 1 検討経緯

#### ○ 平成 30 年 11 月 第 128 回統計委員会

西村委員長から、匿名データの提供早期化に向け、今後の統計委員会審議の計画的かつ効率的な実施について検討し、来年 2 月を目途に統計委員会に報告するよう北村統計制度部会長に指示

#### ○ 平成 30 年 12 月 第 3 回統計制度部会

北村部会長から、西村委員長の指示を共有し、北村部会長が有識者から意見を聴いた上で案を作成し、改めて部会に提案することを了承

#### ○ 平成 31 年 1 月 匿名データに関する意見交換会

匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について、総務省及び有識者から意見聴取

#### ○ 平成 31 年 2 月 第 4 回統計制度部会

上記意見交換会の結果も踏まえ、統計制度部会として「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について（改正案）」を取りまとめ

#### ○ 平成 31 年 2 月 第 132 回統計委員会

「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について」を了承（委員会決定）

### 2 「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について」の概要

#### (1) 基本的な考え方

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）等を踏まえ、以下により匿名データの提供早期化・充実を促進

- ・ これまでの運用実績をベースに「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下「匿名化処理基準」という。）を策定
- ・ 統計研究研修所が匿名化処理基準等に基づき実施する検証等の仕組みを最大限活用して、統計委員会における審議を重点化及び効率化

#### (2) 改正のポイント

- 基幹統計調査の実施又は変更に係る諮問審議の際、必要に応じ提供時期等を確認
- 匿名化処理基準に沿って匿名データを作成（年次の単純な追加）する場合、改めて統計委員会への諮問は不要（現行と同様）
- 匿名化処理基準と異なる新たな匿名化手法により匿名データを作成する場合、統計委員会に諮問。ただし、委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合、審議を簡素化（部会審議の省力化）
- 過去の統計委員会答申における今後の課題については、各統計調査に共通する課題として、統計研究研修所の検討結果について報告を求め、別途検討

## 統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について

〔平成 27 年 9 月 17 日〕  
統計委員会決定  
改正 平成 31 年 2 月 20 日

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 2 項の規定に基づく基幹統計調査に係る匿名データの作成に関する審議については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）を踏まえ、匿名データの早期提供に向け、匿名データ作成省庁及び総務省統計研究研修所（以下「統計研究研修所」という。）と連携を図り、以下の措置を講じることにより、重点的かつ効率的に行うものとする。

### 1 匿名データの計画的な作成

基幹統計調査の実施又は変更に係る諮問審議の際、必要に応じて匿名データの作成計画について確認を行うものとする。

### 2 統計委員会における審議の重点化及び効率化

① これまでの審議実績等を踏まえて策定された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下「匿名化処理基準」という。）に沿って匿名データの作成を行うもの（作成年次の単純な追加）と認められる場合、前回の統計委員会答申から変更がないものと判断できることから、統計委員会における諮問審議を要さないものとする。

② 上記①に掲げる匿名化処理基準と異なる新たな匿名化手法（調査事項の追加又は変更に伴う新たな匿名化措置等を含む。）により匿名データの作成を行うものと認められる場合、統計研究研修所における検証結果や論点整理を最大限活用した上で、統計委員会における審議の重点化及び効率化を図るものとする。

なお、委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合には、審議の簡素化を図ることができるものとする。

### 3 過去の統計委員会答申における今後の課題への対応

匿名データの作成に係る過去の統計委員会答申において、今後の課題とされた事項（地域情報や年齢の詳細化など）については、各統計調査に共通する課題として、統計研究研修所における検討結果について報告を受け、その取扱いを別途検討するものとする。

### 4 その他

上記 1 から 3 までの取扱いについては、今後の運用状況等を踏まえ、適宜見直しを図るものとする。

## 匿名データの作成に係る匿名化処理基準

	総務省						厚生労働省		
	国勢調査	住宅・土地統計調査	就業構造基本調査	社会生活基礎調査		全国消費実態調査	労働力調査	国民生活基礎調査	
				調査票A	調査票B			匿名データA (世帯票、健康票)	匿名データB (世帯票、健康票、所得票、貯蓄票)
リサンプリング	全世帯を母集団として1%を抽出することとし、世帯の種類(「一般世帯」及び「施設等の世帯」)ごとに、市区町村及び世帯人員等で並べ替えた上で、「一般世帯」については世帯単位で、また「施設等の世帯」については個人単位で抽出処理を行い、これらを統合	リサンプリング率10%を目安として、住宅(住宅以外の建物を含む。)単位のレコードに付与された集計用乗率の大きさに基づく確率比例抽出により抽出	世帯単位に無作為抽出 抽出率は80%	世帯単位に80%を目安に抽出	世帯を単位としてまとめた上で、単純無作為抽出で世帯を抽出 抽出率は約80%	世帯単位に80%を目安に抽出	世帯を単位に層化等確率抽出法(地域11ブロック×組符号8区分)抽出率は約80%(沖縄県については約20%)	【第1段】国勢調査区抽出 都道府県・指定都市の国勢調査区数に比例するよう、都道府県・指定都市別に国勢調査区をリサンプリング 【第2段】世帯抽出 第1段でリサンプリングされた国勢調査区から世帯をリサンプリング	
しきい値	-	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	1%
世帯・個人を特定できる外部情報	既存の統計表により母集団一意又は二意であることが判明しているレコードの削除 ○既存の統計表により、全国において母集団一意又は二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯の削除 ○既存の統計表のうち、特に外観識別性が高いと考えられる以下の項目が含まれる統計表について、地域(都道府県、人口50万人以上の市区)において母集団一意又は二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯の削除	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
データの並べ替え	抽出した世帯を世帯単位でランダムに並べ替え	同一世帯の世帯員は世帯員番号順を保ったまま世帯順はランダムに並び替え	同一世帯の世帯員は世帯員番号順を保ったまま世帯順はランダムに並び替え	世帯単位にランダムに並び替え	世帯を単位としてまとめた上で乱数により並び替え	世帯をランダムに並び替え	世帯単位にランダムに並び替え	世帯順は世帯単位に乱数によりランダムに並び替え、その後データの世帯番号を付与	
世帯・個人識別情報の匿名化	地域区分ごとの出現頻度により、世帯人員が7人以上～9人以上いる世帯(世帯人員が多い世帯)を削除	世帯人員が8人以上いる世帯を削除	世帯人員が8人以上いる世帯を削除	世帯人員が8人以上いる世帯を削除	世帯人員が8人以上いる世帯を削除	世帯人員が8人以上いる世帯を削除	世帯人員が8人以上いる世帯を削除	世帯人員が8人以上いる世帯を削除	
	未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる世帯(父子世帯)を削除	同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人以上いる世帯を削除	同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人以上いる世帯を削除	同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人以上いる世帯を削除	同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人以上いる世帯を削除	同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人以上いる世帯を削除	同一年齢階級の15歳未満の世帯人員が3人以上いる世帯を削除	同一年齢階級の世帯人員が4人以上いる世帯を削除	
	年齢差が25歳以上の夫婦のいる世帯(年齢差の大きい夫婦のいる世帯)を削除	家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除				子どもの数の多い世帯において、地域区分ごとに発生頻度の少ない世帯を削除		転出及び死亡のレコードを削除	父子世帯を削除
	年齢差が55歳以上の男親と子、年齢差が45歳以上の女親と子、年齢差が14歳以下の親と長子又は年齢差が19歳以下の親と末子のいる世帯(年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯)を削除					母子世帯、父子世帯において、地域区分ごとに発生頻度の少ない世帯を削除		自衛官及び受刑者のレコードを削除	年齢差の大きい夫婦のいる世帯(夫が妻より20歳以上上年上又は妻が夫より15歳以上上年上)を削除
	地域区分ごとの出現頻度により、子供の数が3人以上～7人以上の外国人世帯(世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯)を削除								年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯(父親と末子の年齢差が55歳以上、母親と末子の年齢差が50歳以上、父親と長子の年齢差が15歳以下、母親と長子の年齢差が10歳以下)を削除
攪乱処理	一部世帯を同一都道府県内の他の地域の類似世帯と入れ替えるスワッピングを実施	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
集計用乗率(母集団推計用ウエイト)	なし	抽出率に応じて再付与して提供	提供	提供	提供	再付与して提供	提供(沖縄県については、4倍の集計用乗率を再付与)	全国一律の拡大乗数を再付与して提供	提供しない(推計世帯数の算出を前提としていないため)
地域情報	都道府県市区(人口50万人以上のみ)	都道府県	3大都市圏か否か	3大都市圏か否か	3大都市圏か否か	3大都市圏か否か	提供しない	提供しない	
	人口50万人未満の市区町村コード、調査区番号、世帯番号、調査区内連番などを削除	市区町村番号、3大都市圏、調査単位区番号を削除	都道府県・市区町村番号、調査区番号、世帯番号を削除	調査区番号(都道府県番号、県内一連番号)世帯番号を削除	調査区番号(都道府県番号、県内一連番号)世帯番号を削除	都道府県市区町村番号、調査単位区番号、世帯一連番号を削除	調査区番号(都道府県番号、県内一連番号)、標本符号(層符号、組符号、地域符号)、世帯符号(抽出単位番号、単位内世帯番号)を削除	都道府県、地区番号、単位区番号、世帯番号を削除	

	総務省						厚生労働省		
	国勢調査	住宅・土地統計調査	就業構造 基本調査	社会生活基礎調査		全国消費 実態調査	労働力調査	国民生活基礎調査	
				調査票A	調査票B			匿名データA (世帯票、健康票)	匿名データB (世帯票、健康票、所得票、貯蓄票)
提供項目等 (その1)	世帯人員： 施設等の世帯の世帯人員は提供しない						15歳未満世帯人員： 15歳未満の男女別総数を 合算し、15歳未満の総数 として提供、男女別総数 は提供しない		
		住宅の居住室数： 都道府県別に出現頻度により、10室以上～17室以上のいずれかでトップコーディング 世帯ごとの居住室数： 都道府県別に出現頻度により、10室以上～17室以上のいずれかでトップコーディング						居住室数： 10室以上をトップコーディング	
	住宅の床面積： 実数ではなく、公表統計に合わせた階級で提供することとし、「200～249㎡」と「250㎡以上」をグループピング	建物の敷地面積（共同住宅）： 実数値ではなく、階級値で提供。 都道府県別に出現頻度により、75㎡未満～150㎡未満のいずれかでボトムコーディング、300㎡以上をトップコーディング				住宅の床面積： 200㎡以上をトップコーディング 二人以上世帯は30㎡未満をボトムコーディング 住宅の床面積うち業務用： 二人以上世帯は150㎡以上をトップコーディング 単身世帯は100㎡以上をトップコーディング		住宅の床面積： 20㎡未満をボトムコーディング 300㎡以上をトップコーディング	
		建物の建築面積（共同住宅）： 実数値ではなく、階級値15区分で提供。都道府県別に出現頻度により、50㎡未満又は75㎡未満のいずれかでボトムコーディング、1000㎡以上～3000㎡以上のいずれかでトップコーディング 住宅の延べ面積： 都道府県別に出現頻度により、20㎡未満をボトムコーディング、250㎡以上～500㎡以上のいずれかでトップコーディング 住宅の敷地面積（一戸建・長屋建）： 実数値ではなく、階級値11区分で提供。 都道府県別に出現頻度により、25㎡未満及び50㎡未満のいずれかでボトムコーディング、700㎡以上～1500㎡以上のいずれかでトップコーディング 住宅の建築面積＝1Fの床面積（一戸建・長屋建）： 都道府県別に出現頻度により、20㎡未満又は30㎡未満のいずれかでボトムコーディング、150㎡以上又は200㎡以上のいずれかでトップコーディング				住宅の敷地面積： 1000㎡以上をトップコーディング			
	建物全体の階数： 実数ではなく公表統計に合わせた階級（「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」及び「15階建以上」）で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「6～10階建」以上又は「11～14階建」以上のいずれかでトップコーディング	建物の階数： 1～2階、6～7階、8～10階、11～14階及び15～19階でグループピング 都道府県別の出現頻度により、「一戸建・長屋建」は、2階以上～4階以上のいずれかでトップコーディング、「共同住宅・その他」は、2階以下でボトムコーディング、11階以上～20階以上のいずれかでトップコーディング							
	世帯の住んでいる階： 実数ではなく公表統計に合わせた階級（「1・2階」、「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」及び「15階建以上」）で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「3～5階」以上、「6～10階」以上又は「11～14階」以上のいずれかでトップコーディング								

	総務省						厚生労働省		
	国勢調査	住宅・土地統計調査	就業構造基本調査	社会生活基礎調査		全国消費実態調査	労働力調査	国民生活基礎調査	
				調査票A	調査票B			匿名データA (世帯票、健康票)	匿名データB (世帯票、健康票、所得票、貯蓄票)
提供項目等 (その2)	年齢： 0～84歳を5歳階級でグルーピング 85歳以上をトップコーディング	年齢： 15歳未満は各歳、 15～89歳を5歳階級でグルーピング、 90歳以上でトップコーディング（平成 20年までは15～84歳を5歳階級でグ ルーピング、85歳以上をトップコー ディング）	年齢： 15歳未満は各歳 15～84歳を5歳階級 でグルーピング 85歳以上をトップ コーディング	年齢： 10歳未満は各歳 10～84歳を5歳階級 でグルーピング 85歳以上をトップ コーディング	年齢： 10歳未満は各歳 10～84歳を5歳階級 でグルーピング 85歳以上をトップ コーディング	年齢： 15歳未満は各歳 0～84歳を5歳階級 でグルーピング 85歳以上をトップ コーディング	年齢： 15歳未満を学齢によるグル ーピング 15～84歳を5歳階級でグ ルーピング 85歳以上をトップコー ディング	年齢： 15～89歳を5歳階級でグルーピング 90歳以上をトップコーディング 15歳未満を学齢（0～5歳、6～11歳、12～14歳）によ りグルーピング	
				末子の年齢： 1～11歳を 1～2歳、 3～5歳、 6～8歳、 9～11歳で グルーピング 12歳以上をトップ コーディング	末子の年齢： 1～11歳を 1～2歳、 3～5歳、 6～8歳、 9～11歳で グルーピング 12歳以上をトップ コーディング				
	就業時間： 90時間以上をトップコーディング						月末一週間（ただし12月 は20～26日）に仕事をし た時間： 90時間以上をトップコー ディング	1週間に仕事をした時間： 80時間以上をトップコーディング	
	産業： 「農業」、「林業」及び「漁業」をグルーピング 「鉱業」及び「建設業」をグルーピング 「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」を グルーピング		産業： 詳細区分をグルーピ ング				事業の種類（産業）： 報告書の表章区分に合わ せてグルーピング		
	職業： 「保安職業従事者」、「農林漁業作業員」及び「運 輸・通信従事者」をグルーピング		職業分類： 詳細区分をグルーピ ング				本人の仕事の種類（職 業）： 報告書の表章区分に合わ せてグルーピング		
			就業開始時期： 現職が初職で70年以 上前に現職に就いた 者は70年でトップ コーディング 前職の継続就業期 間： 前職からの離職期間 と前職の継続就業期 間の合計が70年以上 となる者は70年を トップコーディング 初職に就いた時期： 70年以上前に初職に 就いた者は70年で トップコーディング					就業期間： 50年以上をトップコーディング	
	5年前の住居の所在地： 「他県から」及び「国外から」をグルーピング	従前の居住地： 都道府県別で提供	転居前の居住地： 都道府県名は提供し ない						
	労働力状態： 平成12年は「家事のほか仕事」と「通学のかたわら 仕事」をグルーピング 大規模調査である平成17年は就業者の内訳を提供し ない							仕事の有無： 「主に通学で仕事あり」及び「その他」を「その他（仕 事あり）」にグルーピング	
	家計の収入の種類： 「賞金・給与が主な世帯」のうち、「農業収入もある 世帯」及び「その他」をグルーピング 「農業収入が主な世帯」及び「農業収入以外の事業 収入が主な世帯」をグルーピングし、その内訳は提 供しない 「内職収入が主な世帯」及び「その他の収入が主な 世帯」をグルーピングし、その内訳は提供しない							最多所得者か否か： 「最多所得者」及び「家計補助者又は被扶養者」の2区 分によりコーディング	

	総務省					厚生労働省			
	国勢調査	住宅・土地統計調査	就業構造基本調査	社会生活基礎調査		全国消費実態調査	労働力調査	国民生活基礎調査	
				調査票A	調査票B			匿名データA (世帯票、健康票)	匿名データB (世帯票、健康票、所得票、貯蓄票)
提供項目等 (その3)						<p>年間収入： 総額以外は提供しない 二人以上世帯は、 2500万円以上をトップコーディング 単身世帯は、1000万円以上をトップコーディング</p>		<p>総所得： 単独世帯は1100万円以上をトップコーディング 2人以上世帯は2200万円以上をトップコーディング</p>	
							<p>総所得（雇用者所得）： 単独世帯は800万円以上をトップコーディング 2人以上世帯は1700万円以上をトップコーディング</p>		
							<p>総所得（公的年金・恩給）： 単独世帯は300万円以上をトップコーディング 2人世帯以上は500万円以上をトップコーディング</p>		
							<p>課税等の状況（税金＋社会保険）： 単独世帯は250万円以上をトップコーディング 2人以上世帯は490万円以上をトップコーディング</p>		
							<p>掛金： 単独世帯は40万円以上をトップコーディング 2人以上世帯は80万円以上をトップコーディング</p>		
						<p>貯蓄現在高： 総額以外は提供しない 二人以上世帯は、 9500万円以上をトップコーディング 単身世帯は、5500万円以上をトップコーディング</p>		<p>貯蓄現在高： 単独世帯は6300万円以上をトップコーディング 2人以上世帯は9000万円以上をトップコーディング</p>	
								<p>貯蓄減少額： 単独世帯は800万円以上をトップコーディング 2人以上世帯は1300万円以上をトップコーディング</p>	
						<p>借入金残高： 総額以外は提供しない 二人以上世帯は、 4500万円以上をトップコーディング 単身世帯は、1500万円をトップコーディング</p>		<p>借入金額： 単独世帯は2400万円以上をトップコーディング 2人以上世帯は4000万円以上をトップコーディング</p>	
								<p>家計支出総額： 単独世帯は55万円以上をトップコーディング 2人以上世帯は100万円以上をトップコーディング</p>	
								<p>親への仕送り額： 6万円以上をトップコーディング</p>	
								<p>子への仕送り額： 16万円以上をトップコーディング</p>	
								<p>育児費用： 7万円以上をトップコーディング</p>	
		<p>住宅の1か月当たり家賃・間代： 都道府県別に出現頻度により、9万円以上～30万円以上のいずれかでトップコーディング</p>							
		<p>世帯ごとの家賃・間代： 都道府県別に出現頻度により、9万円以上～30万円以上のいずれかでトップコーディング</p>							

提供項目等 (その4)	総務省					厚生労働省			
	国勢調査	住宅・土地統計調査	就業構造 基本調査	社会生活基礎調査		全国消費 実態調査	労働力調査	国民生活基礎調査	
				調査票A	調査票B			匿名データA (世帯票、健康票)	匿名データB (世帯票、健康票、所得票、貯蓄票)
	世帯主との続柄： 「他の親族」、「住み込みの雇人」及び「その他」 をグループینگ	住宅の居住室の量数： 都道府県別に出現頻度により、5畳未 満～7畳未満のいずれかでボトムコー ディング、70畳以上～140畳以上のい ずれかでトップコーディング				現在住んでいる住居 以外の住宅及び土地 に関する項目： 提供しない	異動符号： 提供しない	同居していない者の状況： 「老人福祉施設入所者」、「社会福祉施設入所者」及び 「長期入院者」をグループینگ、「入院・入所」は2人 以上をトップコーディング、「単身赴任」と「学業」は 3人以上をトップコーディング	
	従業上の地位： 「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家 庭内職者」をグループینگ	世帯ごとの居住室の量数： 都道府県別に出現頻度により、5畳未 満～7畳未満のいずれかでボトムコー ディング、70畳以上～140畳以上のい ずれかでトップコーディング					前月欄の従業上の地位： 提供しない	公的年金・恩給の受給状況： 「福祉年金」及び「恩給」を「その他」にグループینگ	
	国籍： 「日本人」及び「外国人」の2区分とし、外国籍の 内訳は提供しない	従前の居住室の量数： 都道府県別に出現頻度により、5畳未 満～7畳未満のいずれかでボトムコー ディング、70畳以上～140畳以上のい ずれかでトップコーディング					前月欄の事業の種類（産 業）： 提供しない	在卒の状況と（在卒の）学校の種類： 「在学したことがない」を「卒業」にグループینگ、そ の場合の「（在卒の）学校の種類」を「小学・中学以 下」にリコーディング	
	常住地による従業地・通学地： 「県内他市区町村で従業・通学」及び「他県で従 業・通学」をグループینگ	住宅の所有名義：提供しない					前月欄の勤め先・業主な どの企業全体の従業者 数： 提供しない	手助けや見守りを要する者の自立期間： 「1月未満」、「1月～3月未満」、「3月～6月未満」及 び「6月～1年未満」を「1年未満」にグループینگ	
	利用交通手段： 利用交通手段が1種類の場合の「オートバイ」及び 「自転車」をグループینگ、「勤め先・学校のバ ス」、「ハイヤー・タクシー」及び「その他」をグ ループینگ	直近5年間の増改築の有無：「東日本 大震災による被災箇所の改修工事をし た」は提供しない それ以外の項目は提供						最も気になる傷病： 傷病を上位区分にリコーディング	
	世帯の種類： 「一般世帯」及び「施設等の世帯」の2区分とし、 施設等の世帯の内訳は提供しない	東日本大震災による転居： 提供しない						普段の活動ができなかった日数： 25日以上をトップコーディング	
	世帯の家族類型： 公表統計と同じ6区分で提供	調査票乙のみの項目： 提供しない						悩みやストレスの相談状況及び最も気になる悩みやスト レスの相談状況：	
	住居の種類・住宅の所有の関係： 「公営の借家」及び「都市機構・公社の借家」をグ ループینگ、「給与住宅」及び「間借り」をグ ループینگ、「住宅以外に住む一般世帯」の内訳（「会 社等の独身寮・寄宿舎」及び「その他」）は提供し ない							所得票の世帯員に関する情報： 提供しない	